

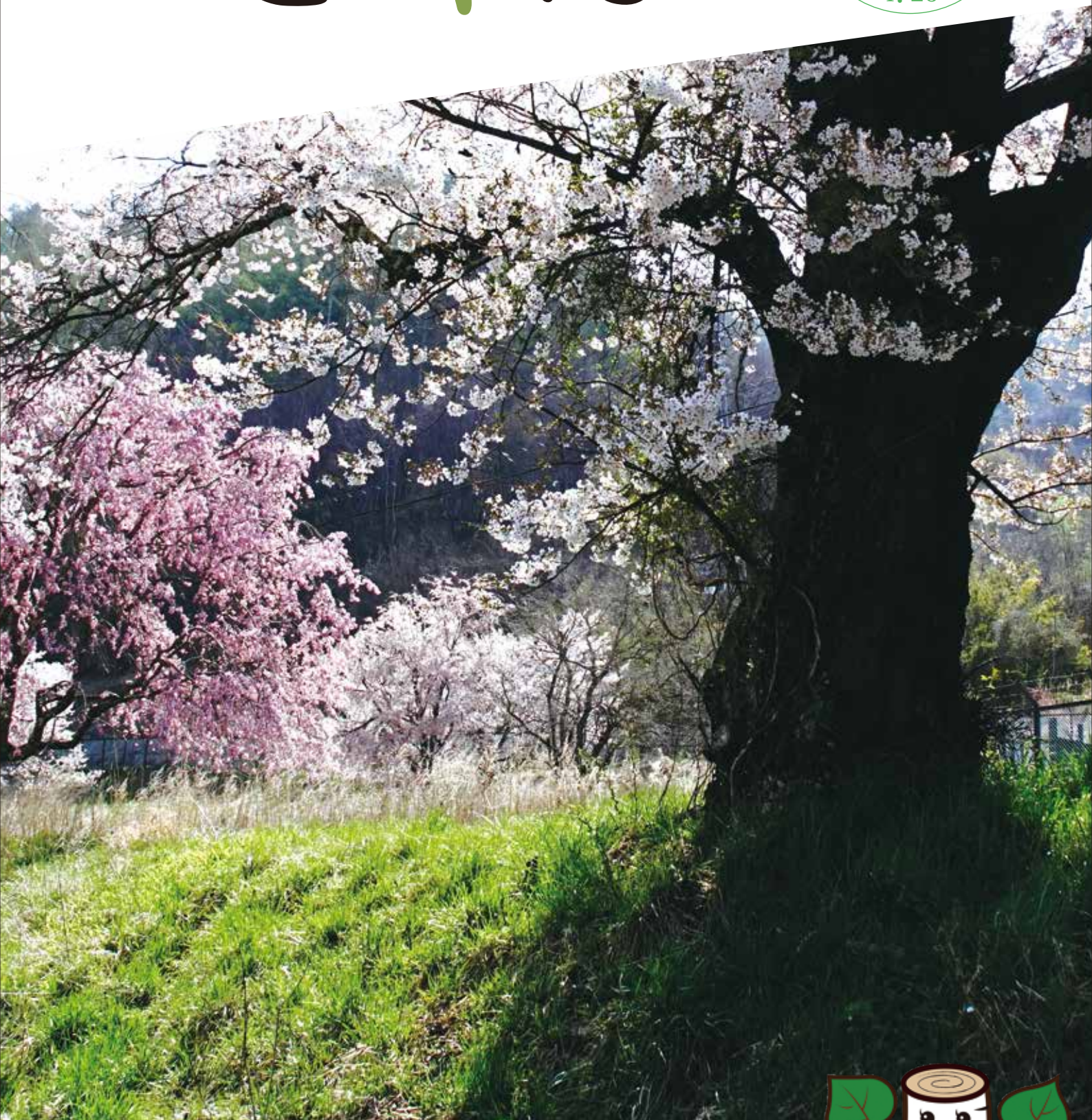
広報

さくほ

2026

No. 235

4.23



「春爛漫」 提供：写友会 内津喜重

●主な記事

特集①佐久穂町ゼロカーボン推進補助金のご案内2～3p
特集②令和8年度佐久穂町一般会計当初予算を公表します4～5p



しらがぼちゃん

佐久穂町は2050年ゼロカーボンの実現を目指しています

佐久穂町ゼロカーボン推進補助金のご案内

地球温暖化対策と再生可能エネルギーの普及を目的に、太陽光発電設備・蓄電システム・クリーンエネルギー自動車の導入費用を補助します。



1 補助メニュー・補助金額・補助対象

補助メニュー	補助金額	補助対象	その他要件
①太陽光発電設備	1kW当たり 4万円 (上限20万円)	建物に新規設置する太陽光発電システムの購入・据付の工事に要する経費	
②蓄電システム	10万円	蓄電容量が1kWh以上の蓄電池本体及び付属品の新規購入・据付の工事に要する経費。 (国のZEH化支援事業の対象製品として登録され太陽光発電設備と連結する設備)	補助対象ごと1世帯1回限り
③クリーンエネルギー自動車	1台当たり 10万円	国の補助金を受けて購入し、令和8年4月1日以降に初度登録された自動車の購入費用。 【対象となる自動車】 ◆燃料電池自動車 (FCV) ◆電気自動車 (EV) ◆プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	1世帯1台若しくは1事業所3台まで同一年度内における申請は1回限り

※太陽光発電設備のみの設置も対象です。
※蓄電システムは太陽光発電設備との接続が必要です。
※①②③とも国・県の補助事業と併用できます。

2 補助対象者：町税に滞納がなく、以下に該当する方

①太陽光発電設備	補助申請時において町内に居住し、住所を有し、次のいずれかに該当する方 (1)自己の所有する建物に対象設備を設置しようとする方
②蓄電システム	(2)他人の所有する建物に居住し、建物に対象設備を設置しようとする方
③クリーンエネルギー自動車	次の全てに該当する方又は事業者 (1)初度登録から補助金交付申請までの間、引き続き町内に住所を有する方又は事業者 (2)購入にあたり、国の補助金の交付を受けた方又は事業者 (3)継続して町内においてクリーンエネルギー自動車を所有し、使用することが見込まれる方又は事業者

3 手続きの主な流れ

太陽光発電設備・蓄電システム



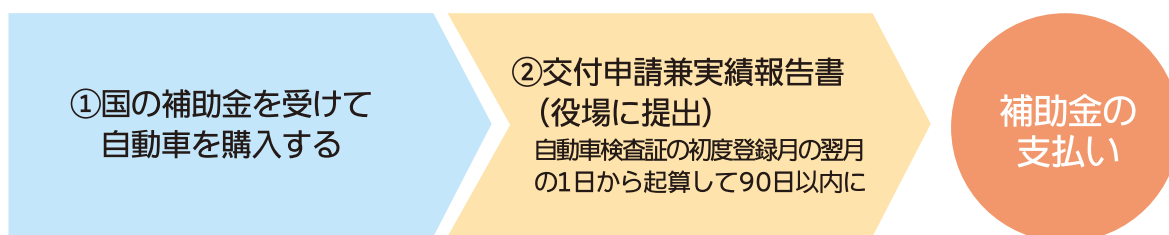
※町で②の交付申請の内容を審査した後に交付決定通知をお送りします。必ずこの交付決定を受けた後に工事を開始してください。

②の交付申請に必要な書類

- ◆対象設備の設置に関する見積書の写し（費用の内訳が記載されているもの）
- ◆設置承諾書（他人の所有する建物に居住し設置する場合）
- ◆設置前の状況が確認できる写真
- ◆太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真（蓄電システムのみを設置する場合）
- ◆設置予定箇所の位置図（住宅案内図等）
- ◆太陽光発電設備の配置図（太陽光発電設備を設置する場合）
- ◆対象設備の形状・規格が分かるパンフレット等

- ・④の実績報告書には、設置費用の内訳及び領収書・設置状況の写真・検査記録などを添付してください。
- ・町で④の書類を審査後、確定通知をお送りした後に、補助金の請求書を提出してください。

クリーンエネルギー自動車



②の交付申請兼実績報告に必要な書類

- ◆自動車検査証の写し
- ◆クリーンエネルギー自動車を購入したことが確認できる書類
- ◆国の補助金を受けたことが確認できる書類

- ・町で②の書類を審査後、交付決定通知をお送りした後に、補助金の請求書を提出してください。



他にも要件があります。詳しくは町のホームページをご確認ください。

お問合せ：住民税務課 生活環境係 TEL 0267-86-2552

令和8年度 佐久穂町の 一般会計当初予算を公表します

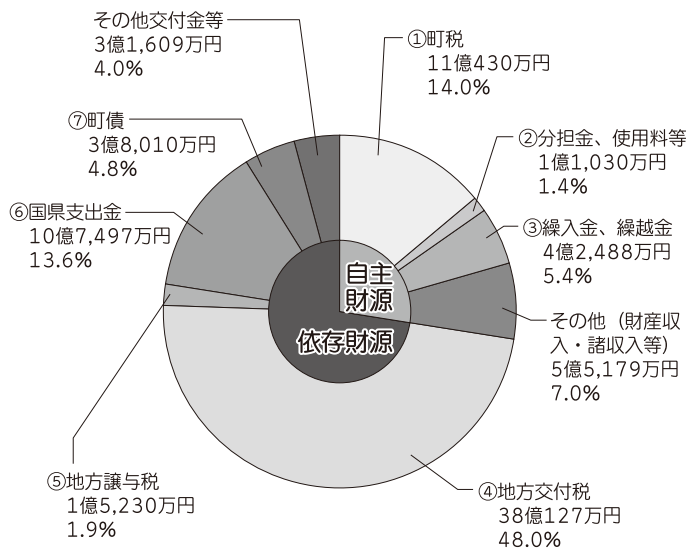
令和8年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ79億1,600万円、前年度と比較して0.43%、3,400万円減額となっています。前年度の当初予算は、町長選挙があったことから義務的経費を中心とした骨格予算として編成しましたが、令和8年度は通常通りの年間総合予算として編成しています。

【主な事業等】

- 企画財政 ⇒ 第3次総合計画の策定業務
- 自治振興 ⇒ 地区集会所耐震診断・改修の実施、統合のための解体補助の実施
- JR駅管理 ⇒ 羽黒下駅トイレ改修工事（洋式化）
- 窓口業務 ⇒ 八千穂福祉センター内出張所機能を郵便局へ委託
- 子育て環境充実 ⇒ 保育料軽減事業・小中学校児童生徒給食費無償化、こども誰でも通園制度の開始
- 福祉健康 ⇒ 第3期佐久穂町地域福祉計画等と第10期介護保険事業計画の策定業務、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業、難聴者補聴器購入費補助金交付事業
- 農業用施設整備 ⇒ 農業用水路のパイプライン化事業、 荒廃農地整備・農地造成事業
- 林業振興対策 ⇒ 森林管理者制度を活用した森林整備事業、松くい虫被害拡大防止事業
- 防災対策 ⇒ 防災資器材等の充実（折りたたみ簡易ベッド購入等）、令和元年東日本台風災害記録誌の作成
- 生涯学習 ⇒ メリアホール移動観覧席修繕、千ヶ日向総合グラウンドベンチ改修工事
- 町営住宅管理 ⇒ 町営住宅の管理運営業務を民間事業者へ委託
- その他 ⇒ 公共施設のLED化推進

歳入予算

総額 79億1,600万円



(※1万円未満四捨五入)

町民1人あたりにすると

※住民基本台帳佐久穂町人口：10,025人（R8.2.28現在）

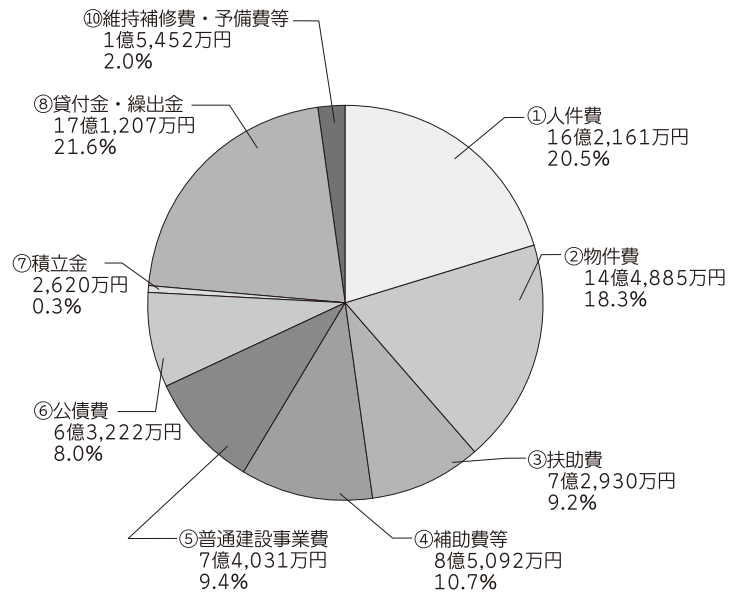
科目名	前年度と比べると	科目の説明
①町税	4,685円 110,155円 の増	町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税
②分担金、使用料等	1,140円 11,003円 の減	体育館使用料、住民票の発行手数料など
③繰入金、繰越金	13,097円 42,382円 の増	町の基金から繰り入れる収入 前年度から繰り越す収入
④地方交付税	4,313円 379,179円 の減	町の財源を保障するため国から交付され、自由に使える収入
⑤地方譲与税	34円 15,192円 の増	国が国税として集めて、地方へ譲与する税金
⑥国県支出金	1,907円 107,229円 の減	国や県から交付され、使い道が決められている収入
⑦町債	9,950円 37,915円 の減	道路などを造るためには多くの資金が必要なため、銀行などから借りる収入(借金)
自主財源	20,852円 218,581円 の増	町が自主的に収入しうる収入
依存財源	13,553円 571,045円 の減	国や県から交付される収入

歳入の主なものは、

- ①町税は、11億430万円（14.0%）で前年度比3,251万円の増額です。
- ②分担金、使用料は、1億1,030万円（1.4%）で前年度比1,310万円の減額です。
- ③繰入金、繰越金は、4億2,488万円（5.4%）で前年度比1億2,729万円の増額です。
- ④地方交付税は、38億127万円（48.0%）で前年度比9,578万円の減額です。
- ⑥国県支出金は、10億7,497万円（13.6%）で前年度比3,407万円の減額です。
- ⑦町債は、3億8,010万円（4.8%）で前年度比1億630万円の減額です。

町民1人あたりにすると ※住民基本台帳佐久穂町人口：10,025人（R8.2.28現在）		
性質名 1人あたり予算額	前年度と 比べると	科目の説明
①人件費 161,756円	7,183円 の増	職員の給与や議会議員の報酬などの経費
②物件費 144,524円	8,932円 の増	需用費、委託料、役務費、備品購入費などの経費
③扶助費 72,748円	1,622円 の増	児童手当、高齢者や障がいのある方への給付費などの経費
④補助費等 84,880円	2,699円 の増	各種団体への補助金や交付金、謝礼などの経費
⑤普通建設事業費 73,846円	14,717円 の減	道路や建物などの建設事業や用地購入などの経費
⑥公債費 63,064円	14,114円 の増	国や金融機関から借りたお金を返済する経費（借金の返済）
⑦積立金 2,614円	1,666円 の増	基金に積み立てる経費（貯金）
⑧貸付金・繰出金 170,780円	15,756円 の減	一般会計と特別会計などにおいて支出される経費
⑨維持補修費・予備費等 15,414円	1,556円 の増	施設の維持補修などの経費

歳出予算 性質別 総額 79億1,600万円



(※1万円未満四捨五入)

性質別の歳出予算の主なものは、

- ①人件費は、16億2,161万円（20.5％）で前年度比5,084万円の増額です。
- ②物件費は、14億4,885万円（18.3％）で前年度比7,096万円の増額です。
- ③扶助費は、7億2,930万円（9.2％）で前年度比652万円の増額です。
- ④補助費等は、8億5,092万円（10.7％）で前年度比1,580万円の増額です。
- ⑤普通建設事業費は、7億4,031万円（9.4％）で前年度比1億5,967万円の減額です。
- ⑥公債費は、6億3,222万円（8.0％）で前年度比1億3,479万円の増額です。
- ⑧貸付金・繰出金は、17億1,207万円（21.6％）で前年度比1億8,351万円の減額です。

その他特別会計等の当初予算

特別会計名	令和8年度予算額	令和7年度予算額	増減額	増減率 (%)
国民健康保険特別会計	12億2,800万円	12億6,628万円	△ 3,828万円	△ 3.0
介護保険特別会計	15億2,500万円	15億500万円	2,000万円	1.3
住宅改修資金等貸付事業特別会計	585万円	624万円	△ 39万円	△ 6.3
簡易水道事業特別会計 (収益的収支)	2,366万円	1,818万円	548万円	30.1
農業集落排水事業特別会計 (収益的収支)	1,153万円	1,212万円	△ 59万円	△ 4.9
住宅地造成事業特別会計	4,372万円	3,653万円	719万円	19.7
老人保健施設特別会計	0	4億2,469万円	△ 4億2,469万円	△ 100.0
後期高齢者医療特別会計	2億1,400万円	1億8,400万円	3,000万円	16.3
病院事業会計 (収益的収支)	24億1,433万円	20億1,110万円	4億323万円	20.1



佐久穂町

こども誰でも通園制度のご案内



こども誰でも通園制度とは？

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所（以下「保育園等」という。）に通っていない0歳6か月～3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労など保育の必要性にかかわらず、月10時間を上限として保育園等において受入れを行い、集団生活を通じて成長を促す制度です。佐久穂町では、「八千穂保育園」で実施します。

どんなことができるの？

- 園での多様な活動を通して、こどもの健やかな成長・発達を支えます。
- 発達などに不安がある場合も、保育士等がサポートします。
- お子さんと離れる時間を持つことで、保護者の負担軽減にもつながります。

「一時保育」との違いは？

- 一時保育には就労等、利用理由が必要ですが、本制度では問いません。
- 家庭だけでは得られない様々な経験を通して、こどもの育ちを支援することが主な目的です。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。

対象のお子さん

- ①利用日時点において、0歳6か月～満3歳未満であること
- ②現在保育園等に通っていないお子さん

▼ご利用の手順

①利用者登録

右側の利用申請フォームよりお申込みください。認定後、通知書と「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」の利用案内をお送りします。

②面談予約・面談

つうえんポータルより初回面談予約を行ってください。安全にお預かりするために、保育園でお子さんと一緒に面談をします。

③利用予約

つうえんポータルより利用希望日を選択し、利用の予約を行ってください。



④利用

利用時間数に応じた利用料をお支払いください。

▼利用申請はこちらから



左記のQRコードからお申し込みください。

入力いただいたメールアドレスに「つうえんポータル」のアカウント発行通知をお送りします。

▼つうえんポータルとは？

こども誰でも通園制度の利用に必要な手続きを行うためのオンライン窓口（専用サイト）です。

主な機能

- 施設検索、空き状況の確認
- 予約、キャンセルの手続き
- 利用時間の管理（残時間確認）
- 面談予約

▼利用料金

一人1時間あたり 300円

※利用する施設ごとに異なる場合があります。詳細は各市町村ホームページ等をご確認ください。

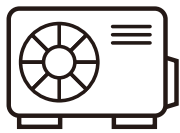
問合せ 佐久穂町役場こども課保育園係 (☎0267-86-2340)

詳細は佐久穂町ホームページをご確認ください。



自宅に稼働可能なエアコンがない 住民税非課税世帯・生活保護世帯の方へ

エアコン設置促進事業の ご案内



佐久穂町では、近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを踏まえ、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯を対象にエアコン設置費用の一部を助成します。

1 対象世帯

申請日時点で、佐久穂町に住所がある①及び②のうち、稼働可能なエアコンが未設置の世帯（世帯主に支給）

- ①住民税非課税世帯
- ②生活保護受給世帯

2 対象設備 (①～⑥のいずれかの品目)

- ①壁掛け型エアコン
- ②床置き型エアコン
- ③ウインドエアコン（窓用）
- ④ポータブルエアコン
- ⑤電気冷風機（コンセントから直接給電するものに限る）
- ⑥ペルチェ式クーラー（充電式のものを除く）

3 補助額

- ①住民税非課税世帯 設置費用の2/3(千円未満切捨て) (上限48,000円)
- ②生活保護受給世帯 設置費用全額 (上限73,000円)

※いずれも上限額を超える部分は自己負担となります。
※設備費及び工事費が補助対象となります。

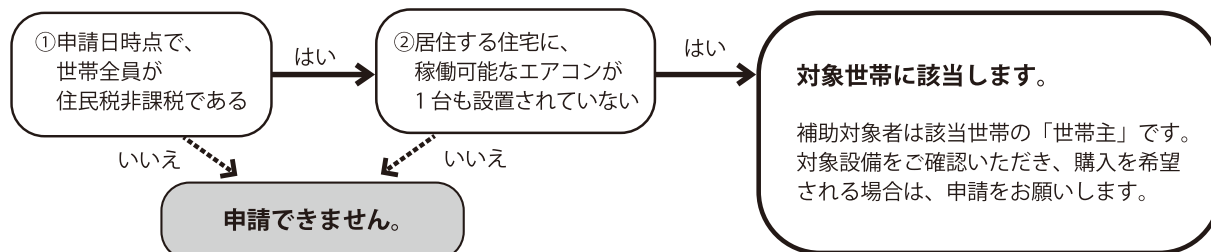
4 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

詳細は町の
ホームページを
ご覧ください



【補助対象世帯かどうか確認】



詳しくは、町のホームページをご覧ください。健康福祉課福祉係までお問合せください。
※申請、決定前に購入・設置されたものは補助対象外となりますのでご注意ください。

問合せ・申請先 佐久穂町役場 健康福祉課福祉係 ☎0267-86-2528

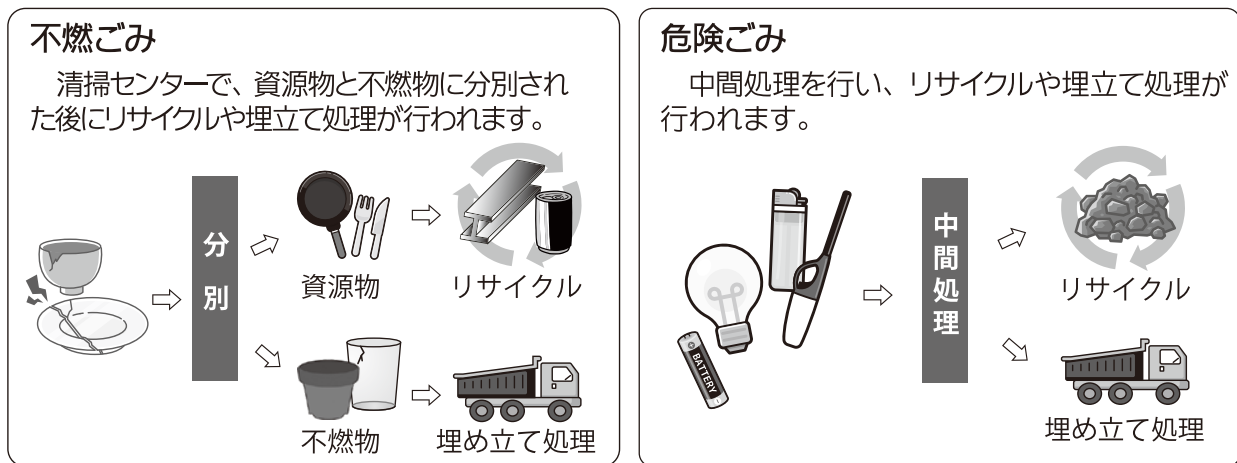
佐久穂町のごみの分別と行方

～不燃ごみ・危険ごみ編～

ごみは、私たちが生活していくうえで必ず発生し、適切に処理しなければ地球環境に様々な悪影響を及ぼします。また、製品を作るための資源には限りがあります。分別は、ごみを資源に変える大切なひと手間です。

◆ごみの行方 ～不燃ごみ・危険ごみ編～

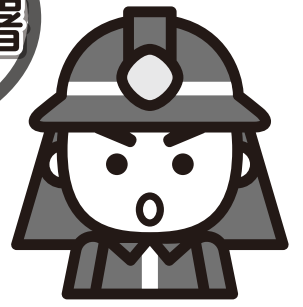
今回紹介するごみは、不燃ごみと危険ごみです。2種類とも基本的に埋立て処理されますが、佐久穂町では、埋立てされるごみを減らすために、不燃ごみは清掃センターで資源物（主に鍋などの金属類）と不燃物に分別しています。危険ごみも、中間処理を行いリサイクルできる物をリサイクルすることで、埋立て処理されるごみを減らすよう努めています。



◆ごみの分別 ～不燃ごみ・危険ごみのよくあるお問い合わせ～

- Q. ゴルフクラブのように袋に入らない物はどうしたらいいの？
- A. 袋に入らない物は、年2回実施している粗大ごみ収集へ出してください。
- Q. 包丁やガラスなど、そのまま入れると袋を破ってしまう物はどうすればいいの？
- A. 鍋等を一緒に出す場合は、中に入れてください。入れ物になる物がない場合は、新聞紙1枚程度で軽く包んでください。
- Q. スプレー缶(ガス缶)に穴を開ける道具がない時は、穴を開けずに出してもいいの？
- A. 必ず穴を開けて出してください。役場設置の危険物ステーション(庁舎北側、八千穂福祉センター駐車場入り口)に、穴を開けるための器具がありますのでご利用ください。
- Q. リチウムイオン電池が使用されているモバイルバッテリーなどの充電用機器は、電池として捨てていいの？
- A. 現在町では、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が使用された充電用機器は収集していません。購入店舗又は家電販売店へお問い合わせください。破損や膨張により店舗で引き取れない物については生活環境係窓口へお持ちください。

問合せ：住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552



◆お問い合わせ
消防本部
0267-64-0119

落ち着いた119番通報を

消防署が火災や救急、救助などの災害発生を知る最初の窓口が119番通報です。緊急通報することとは、一生の間に数えるほどしかないと思いますが、通報する時は、救急隊や消防隊が1秒でも早く駆け付けられるように、慌てず、落ち着いて通信指令員の問いかけに答えるようにしてください。

また、一昔前は各消防署で通報を受け出動指令をかけていましたが、現在は佐久地域の緊急通報を

消防本部の通信指令室(佐久市中込)で一括して受信・出動指令をかけています。場所間違いがないよう細心の注意を払いながら場所の確認、付近の目標物をお聞きしますので慌てず、落ち着いて答えていただき、緊急車両が早く出動が出来るように皆様のご協力をお願いします。もしご自身の居場所が分からない場合でも、付近を見渡していただき、何かしらの看板や建物の名前、どこの道から進んだところなのかを伝えるようにしてください。

NET119通報システム

●NET119とは
聴覚や発語に障がいがあるなどの理由で、音声での119番通報が困難な方がスマートフォン・携帯電話のインターネット機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することが出来るシステムです。

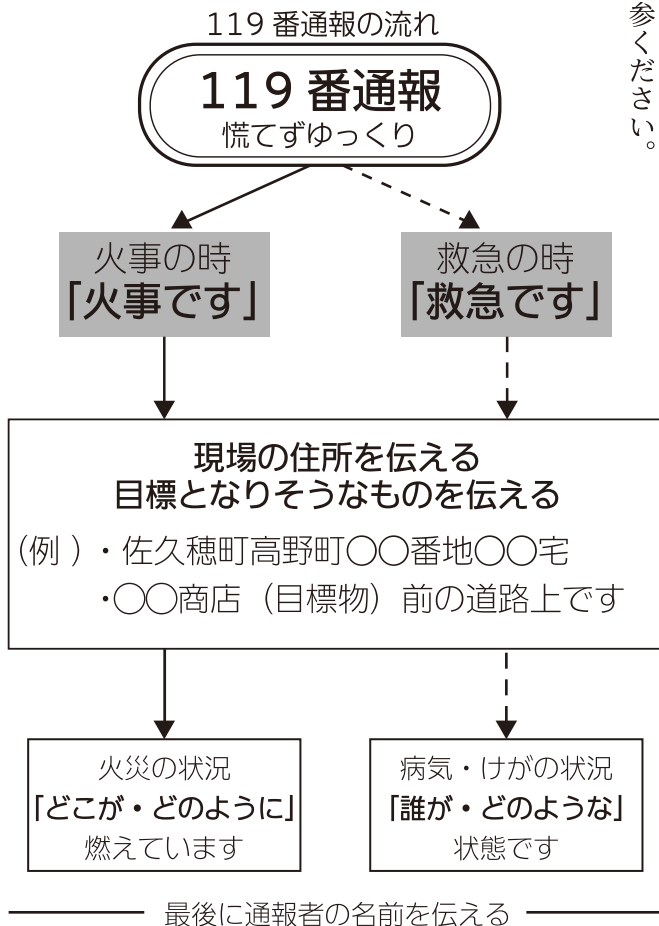
音声通話が不要で、文字によるやり取りで、状況を伝えることができます。

●対象者

- 次の①及び②を満たす方
- ①佐久広域管内の市町村に在住または通勤・通学している方
- ②身体の聴覚機能、音声機能、言語機能、そしやく機能の低下などの理由により音声で会話することが困難な方

●利用方法

登録が必要なシステムです。
佐久広域連合消防本部(佐久市中込)通信指令課で受け付けていますので、利用されたい方は来庁時にスマートフォン、携帯電話をご持参ください。



※冷静に消防職員の質問に答えてください。

◆登録受付窓口・お問い合わせ先
佐久広域連合消防本部
通信指令課消防庁舎3階
住所: 佐久市中込2947番地
電話: (0267)6410119
FAX: 6217745

佐久穂町生活支援体制整備協議体 「ちょっと知って幸せプログラム」 広報ページ

ちょっと知って幸せニュース



*押し入れはまだ早い!? ～まずは紙3枚からのお片づけ～

🐧 4月は「お片づけ」のチャンス
人が動く、物も動く

3月号でもお伝えしましたが、4月は人が動く季節です。そして、進学や就職、転勤などで暮らし方が変わると、家の中の物も動きます。住んでいた人が転居して物が減ったり、逆に家に戻ってきて物が増えたり。そんなものが動く時期は、実は『片づけ』をするチャンスでもあります。転居をきっかけに持ち物を見直すことで、不用品を減らすことができるからです。

とはいえ、日々の生活は忙しく、「あとで片づけよう。」と思っただものの、そのままになってしまふことも多いものです。親世代と子世代が別々に暮らしている家庭では、子世代の荷物を「とりあえず。」と親の家に置いておき、結局そのまま...ということもよくあります。『仮置き』のつもりだったのに、気づけば何年もそこにある。思い当たる方もいるのではないのでしょうか。

🐧 私は片づけが苦手です

私自身、片づけが苦手です。家は決して『片付いている家』とは言えません。「忙しくてできない。」とっていました。

ところが、台所をリフォームすることになったときのこと。多くの鍋や食器が入っていた場所を、夕食後のすきま時間を使って、5日間で片づけることができました。そう、やればできるんです。できないのではなく、やろうとする意欲が低かったということだと思いました。

以前お片づけの本を読んだときに、こんな問いがありました。「あなたは、なぜ片づけなければならぬと思うのですか？」私は「片付いていないから。」と思いました。でも本には、こんなことも書かれていました。『片付いていないけど生活に支障がないからいい。』と思えば、片づけなくてもいいことになります。」



なるほど。確かにそうです。なんとなく「片づけなければ」と思うだけでは、なかなか動けませんか。リフォームがある、片づけたら快適になった、やってみたら意外と楽しかった。そんなふうに、自分にとっての理由やメリットがはつきりしないと、片づけは進まないのだと納得しました。

🐧 空き家の課題も『片づけ』

佐久穂町の空き家でも、片づけは課題になってきているそうです。家の中の物が片付いていないことで、次の活用につながらないからです。住む人がいなくなった家でも、思い出の品や生



「住まいと終活学習会」の様子

ご希望があった地域サロンで、「住まいと終活」をテーマに学習・意見交換会を行っています。住みやすい家、住む人がいなくなった家をイメージし、片づけについて皆さんと意見交換をするプログラムです。

興味がある方は、佐久穂町社会福祉協議会・地域福祉課 ☎86-4273 へご連絡ください。



生活用品がそのまま残り、手がつけられないままになっていたり、売ったり貸したりすることができないのです。今住んでいる家の20年後、30年後を考えると、そろそろ「お片づけ」の優先順位を上げていかななくてはと思わせる話です。

『お片づけ筋』をつける

そんなとき、茂来館でお片づけ講座を主催している友人にアドバイスをもらいました。

片づけには、意外と気力と体力が必要だそうです。彼女はそれを『お片づけ筋』と呼んでいます。力がついていないところで、いきなり押し入れのような大物を片づけようとすると、途中で疲れてしまい、結局「また後で：。」と閉めてしまうそうです。そんな経験あるなと思いませんか？まずは小さなところから始めて、「お片づけ筋」をつけていくことが大切だそうです。

ちよつとだけチャレンジ

もしこの春、家の中の物が少し動いたと感じたら、それは片づけを始めるチャンスかもしれません。しかし、「一日がかりで家中をやる」としたら、それは『超上級者コース』です。まずは初心者らしく、ちよつとだけ。このニュースを読み終わったら、近くにある紙を3枚だけ捨ててみてください。机の上でも、引き出しでも、郵便物でもかまいません。そして、もしで

きたら「今日はこれでよし。」それで十分です。小さな片づけを積み上げて『筋力』を付けることが重要です。私も「今日はこれだけ。」と決めながら、ちいさな片づけを続けてみようと思います。「家全体の片づけに成功した！」という続編のニュースを書ける日が来ることを夢見ながら。

(文責 生活支援

コーディネーター 畑)

空き家の片づけに町の補助制度が活用できます

「空き家対策事業補助金」

空き家の整備（家財道具処分、屋内・屋外の清掃等）、改修（水回り修繕、内装、屋根・外壁修繕、下水接続等）、解体に要する費用を補助します。



-
- 補助率：1/2
- 補助金額の上限
- 整備事業：20万円
- 修繕事業：50万円
- 解体事業：50万円
-

「空き家・空地バンク」に登録することが条件になります。詳しくは、佐久穂町役場総合政策課政策推進係まで。

☎ 86-2553

✉ seisaku@town.sakuho.nagano.jp

令和8年度 役場組織一覽

(令和8年4月1日現在)

町長 佐々木 勝
副町長 松澤 明彦
教育長 渡邊 秀二

総務課 課長 佐々木 裕之	庶務係 86-2525	条例、給与、職員の任免、選挙、自治会、消防・防災、防犯、無線、姉妹都市交流、文書収受、交通安全、入札、消費者生活など	
	管財係 86-2525	財産・庁舎・住宅・街灯管理、国土調査、公共施設管理計画、庁内車両など	
総合政策課 課長 布施 秀雄	政策推進係 86-2553	地方創生、総合計画、都市計画、空き家対策、移住・定住・交流対策など	
	情報政策係 86-2553	広報、統計、ホームページ、ふるさと納税など	
	財政係 86-2553	予算決算、交付税、起債、財政計画など	
住民税務課 課長 柳澤 弘道	税務係 86-2526	町県民税、固定資産税等の賦課徴収など	
	住民係 86-2527	戸籍、住民基本台帳など	
	国保年金係 86-2527	国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金など	
	人権政策係 86-2527	人権啓発、男女共同参画、人権擁護、隣保事業など	
	生活環境係 86-2552	ごみ処理(清掃センター含む)、公害、自然環境、墓地申請、環境衛生など	
健康福祉課 課長 中島 ゆかり	健康づくり係 86-2528	健康管理、保健予防など	
	保健係 86-2528	保健事業の実施、保健の総合相談	
	福祉係 86-2528	生活保護、障がい者の福祉、福祉医療費、民生児童委員協議会など	
	高齢者係 86-2528	高齢者の福祉、介護保険など	
	包括支援センター係 86-1550	地域包括支援、在宅支援、高齢者総合相談など	
教育委員会	こども課 課長 星野 光輝	学校教育係 86-4940	教育委員会事務、小中学校、奨学金など 佐久穂中学校 86-2280 佐久穂小学校 86-2134 共同調理場 86-3196
		子育て支援係 86-2340	児童館、学童クラブ、子育て支援、少子化対策、青少年健全育成、要保護児童対策など
	保育園係 86-2340	保育園事務、保育園の運営など	
	栄保育園 86-2186	保育園の運営など	
	海瀬保育園 86-2187	保育園の運営など	
	八千穂保育園 88-2252	保育園の運営など	

教育委員会	生涯学習課 課長 小林 修一 (公民館長兼生涯学習館花の郷茂来館長兼図書館長兼奥村土牛記念美術館長兼ふるさと遺産収蔵館長)	生涯学習係 86-2041	社会教育、社会体育、公民館活動、公園管理など
		図書館 86-7020	図書貸出、読み聞かせなど
		文化財・芸術係 86-2041	文化財、町誌編さん、宮田三郎木版画、奥村土牛作品の展示など
		美術館 88-3881 ふるさと遺産収蔵館 88-7133	
会計室 会計管理者 須田 稔勝	会計係 86-2559	会計事務	
産業振興課 課長 佐塚 民生	農政係 86-2529	農業振興、山村振興、園芸・畜産振興、新規就農支援など	
	(農業委員会) 86-2529	農業委員会事務	
	林務係 86-2529	林業振興、公有林管理、林道開設管理、有害鳥獣駆除など	
	商工観光係 86-1553	商工業の振興、労政、観光振興、別荘など	
建設課 課長 小澤 実	建設係 86-2542	道水路、河川、橋梁の維持管理、道水路の占用、建築確認申請、土地改良事業、農業用施設維持管理、高速道関連事業、道水路、河川、橋梁などの調査設計、町営水道管理、下水道等普及など	
議会事務局 事務局長 倉澤 栄司	86-2556	議会事務、監査委員事務など	
千曲病院 事務長 竹内 俊文	病院 86-2360 老人保健施設 86-5335	病院事務、病院の運営、老人保健施設の運営など	
派遣職員 (参事級)	【南佐久郡町村会】 【佐久環境衛生組合】 【社会福祉協議会】	内藤 健文 佐々木 晃 岩崎 恒春	

※各課へのご連絡は、直通電話番号をご利用ください。

消防団が長野県民の消防員表彰を受賞

■問合せ 総務課 防災係 ☎0267-86-2525

第28回「長野県民の消防員」表彰式が令和8年2月28日(土)、主催の長野放送本社NBSホール(長野市)で行われ、団体の部で佐久穂町消防団が受賞しました。

この表彰は、住民の安全のために危険を顧みず火災・災害現場で奮闘する消防局員や消防団の労苦に報い表彰されるものです。令和元年の筆岩林野火災や台風19号災害時の活動が高く評価されました。



お出かけください 誰でも参加できる地域のカフェ

■問合せ 佐久穂町社会福祉協議会 ☎0267-86-4273/佐久穂町地域包括支援センター ☎0267-86-1550

社協カフェ

お茶を飲みながらおしゃべりして、『ほっとな気分』になれる場所です。

年齢は関係なく、誰でも参加していただけます。お時間がある時に、お気軽にお越しください。

【5月の予定】

- ◇ほっとカフェ 13日(水)、20日(水) 場所：社協ふれあい支所 2階
 - ◇こまどりカフェ 12日(火)、26日(火) 場所：八千穂老人福祉センター
 - ◇こまどり体操 19日(火)飲み物をご持参ください 場所：八千穂老人福祉センター
 - ◇おとこのカフェ 27日(水) 場所：社協ふれあい支所 2階
 - ◇ミニカフェ(男性) 1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金) 場所：社協ふれあい支所 2階
- ※いずれも時間は9:30からです。(予約不要・参加費無料)

ふるさとカフェ

認知能力低下の予防、フレイル予防を目的に、話をしながら創作活動や体操をします。どなたでも参加できます。気軽にお出かけください。

▼テーマ みんなで楽しむポッチャ

▼期 日 5月8日(金)
▼時 間 10:00～11:00



▼テーマ カラフルキューブ作り

▼期 日 5月22日(金)
▼時 間 10:00～11:00



▼場 所 茂来館 2階小会議室
▼料金等 予約不要・参加費無料
▼問合せ 地域包括支援センター
☎0267-86-1550

ふるさとカフェ・トーク

「認知症だと思うけど、介護するのにちょっと疲れた。」「年をとってきて不安。」そんな愚痴を、お茶を飲みながら認知症地域支援推進員にこぼしてみませんか?介護保険サービスについての質問にもお答えします。

▼期 日 5月22日(金)
▼時 間 10:00～11:00



(ふるさとカフェと同時開催)

▼場 所 茂来館 2階小会議室
▼料金等 予約不要・お茶代は自己負担
▼料金等 見守りが必要な方も一緒に参加される場合は、ふるさとカフェにて見守り対応します。事前にご相談ください。
▼問合せ 地域包括支援センター
☎0267-86-1550

雁明ニュータウンで叶える、ちょうどいい暮らし

～新しい生活の拠点に雁明ニュータウンはいかがですか?～

- 最大510万円の補助金制度あり
- 佐久穂ICまで車で5分。アクセスも良好です。
- 近隣のスーパーやホームセンターまで車で10分以内の暮らしやすい環境です。

残りわずか
7区画

お申し込みは先着順!
お早めにお申し込みください!



詳しくはホームページをご覧ください。

こどもセンターさくほっこからのお知らせ

■問合せ 佐久穂町こどもセンター ☎0267-86-2123

プレイルームの利用について

佐久穂町こどもセンター内のプレイルームは、小さなお子さんが安心して遊べる場所として、また妊娠期を含む子育て中の皆さんが、子育てに関する情報交換や交流の場として利用できます。

利用される方のお住まいの地域によって、利用時間や予約の要否が異なります。詳しくは右表をご確認ください。

対象者	利用可能時間	予約
佐久穂町在住 (里帰り出産含む)	9:00~17:00	不要
小海町在住	9:00~12:00	不要※
上記以外の方	9:00~12:00	必要※

※こどもセンターの行事の日、土日祝日、小学校長期休み及び休校日はご利用できません。

さくほっこ行事のご案内

さくほっこでは、親子で楽しめる様々な行事を毎月開催しています。ぜひご参加ください。

- ▼対象 佐久穂町在住のお子さんと保護者の方(通園しているお子さんの場合は、ご相談ください。)
- ▼定員 いずれの行事も6~8組程度
- ▼予約方法 佐久穂町公式 LINE(右記 QRコード)から予約できます。
- ▼予約開始日時 4月25日(土) 9:00~
- ▼キャンセル待ち こどもセンター窓口またはお電話でお問合せください。



よみきかせ&おたんじょう会

- ▼日時 5月13日(水)
- 10:15 ~ 図書館司書さんの読み聞かせとお誕生会
- 10:45 ~ お誕生カード作り(誕生児のみ)
- お誕生児で予約できなかった場合はこどもセンターまでご連絡ください。
- お誕生児以外も参加できます。みなでお祝いしましょう。
- お誕生カードは、お誕生月中いつでも作成できます。(カードは親子での記念写真と、手型や足型のアートを予定しています。)

『さくほっこdeえいご』

- ▼日時 5月27日(水) 10:00~11:00
- 絵本や季節のフレーズなどを英語で楽しめます。
- クラフトなど、楽しい活動もあります♪
- ※場所は全ての行事こどもセンター内で開催します。

詳細はInstagramをご覧ください。
さくほっこID @sakuhokko



未就園児交流会・園庭開放について

■問合せ こども課 保育園係 ☎0267-86-2340

未就園児交流会

※町内3園で、各園年間8回を予定しています。

5月の活動内容

- 12日(火) 海瀬保育園(読み聞かせ)
 14日(木) 八千穂保育園(リズム遊び)
 20日(水) 栄保育園(読み聞かせ)

▼時 間 9:30~11:00

▼対 象 未就園児とその保護者

▼持ち物 上履き、帽子、水筒
着替え(必要に応じて)

※事前予約制で開催します。

※中止の連絡は当日朝9時までに公式LINE
でお知らせします。

▼予約方法について

佐久穂町公式LINEで「メニュー」の「予約」
を選択し、案内に従って入力してください。

予約日は公式LINEでお知らせします。



園庭開放 (園庭で自由に遊べます)

※海瀬保育園園庭で、5月、6月、9月、10月の祝
日等を除く、第1・第3土曜日を予定しています。

▼日時 5月16日(土) 9:00~11:30

▼場所 海瀬保育園 園庭

▼対象 未就学児とその保護者

※園庭開放の時間内に『子育て相談』を行って
います。事前予約制となりますので、ご希望の
方は、海瀬保育園(☎86-2187)へご連絡く
ださい。

図書館からのお知らせ

■問合せ 生涯学習課 図書館係 佐久穂町図書館 ☎0267-86-7020

▼5月の休館日

7日(木)、11日(月)、18日(月)、25日(月)、
29日(金)

▼とちの実おはなし会

- ①日時 5月9日(土) 10:30~
 ②内容 絵本の読み聞かせ他

▼移動図書館車の巡回日

- Aコース 20日(水)
 Bコース 21日(木)
 Cコース 8日・22日(金)

返却だけのご利用も可能です。

読みたい本がある場合は巡回日までにご連絡
をお願いします。

お近くのステーションをご利用ください。

▼春の読書週間

4月25日(土)から5月10日(日)

◆雑誌リサイクル

保存年限の切れた雑誌のリサイクル
※なくなり次第終了

◆こども☆としょかんクイズラリー

開催日

5月2日(土)~6日(水・振替休日)

受付時間

10:00~17:00

対象者

中学生以下

小さなお子さんは、保護者の方も一緒に
ご参加ください。

期間中一人一回です。

国民年金 学生納付特例制度について

■問合せ 住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

▼学生納付特例制度とは

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料が納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

学生納付特例制度の期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

▼対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※各種学校とは学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校です。

▼申請方法

申請は、役場の国保年金係若しくは年金事務所で行えます。また、マイナポータルからの電子申請も可能です。

申請の際には学生証などの学生であることを証明するものがが必要です。

申請は年度ごとですので継続を希望する場合は毎年申請をしてください。

▼追納について

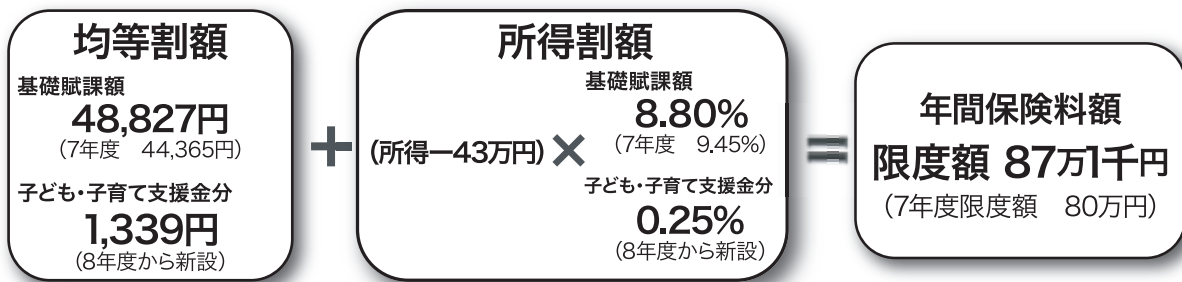
将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、加算金がプラスされます。

後期高齢者医療保険料について

■問合せ 住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。長野県における令和8・9年度保険料率は、次のとおり改定することになりました。

なお、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まることから後期高齢者医療制度においても従来の保険料と併せて、子ども・子育て支援金を納めていただきます。



▼保険料の徴収額について

① 特別徴収(年金天引)の方

4月・6月・8月は、仮徴収として令和7年度保険料の2月分と同額を徴収します。

10月・12月・2月の金額は、保険料が確定する7月以降にお知らせします。

② 普通徴収(納付書払・口座振替)の方

金額は保険料が確定する7月以降にお知らせします。

国民年金保険料額の変更、 付加保険料について

■問合せ 住民税務課 国保年金係 ☎0267-86-2527

4月からの国民年金保険料額が変わります。

令和7年度	→	令和8年度
17,510円(月額)		17,920円(月額)

▼「付加保険料」の納付もおすすめです。

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金(200円×付加保険料を納付した月数)が加算されます。

付加保険料の納付を希望される場合は、役場の住民税務課国保年金係若しくは年金事務所に申し込みください。

国民年金保険料の納付を免除されている方、国民年金基金に加入している方は付加保険料を納付できません。

戦没者等のご遺族の皆様へ

■問合せ 健康福祉課 弔慰金担当 ☎0267-86-2525

戦没者等のご遺族に対する第12回特別弔慰金の請求を受け付けています。

支給対象者は戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- ① 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 父母(1)、孫(2)、祖父母(3)、兄弟姉妹(4)
- ④ 甥姪など上記①から③以外の三親等内の親族(戦没者等と1年以上の生計関係があった方)

▼請求期限

令和10年3月31日まで

※この期限を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

難聴者の方へ補聴器購入費を補助します

■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528

町では、聴力の低下により日常生活に不便を感じている方を対象に、補聴器購入費の一部を補助する制度を新たに開始します。聞こえの改善による生活の質の向上や、円滑なコミュニケーションの確保、社会参加の促進を目的としています。

▼対象者

次の全てに該当する方

- ① 町内に住所があり、現に居住している満18歳以上の方
- ② 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない方
- ③ 両耳の聴力レベルが40~70デシベル未満で、専門医により補聴器が必要と診断された方
- ④ 町税等を滞納していない世帯の方
- ⑤ 本制度による補助を初めて受ける方

▼補助内容

補聴器の購入費の2分の1以内(上限3万円)

▼申請方法

補聴器を購入した日から起算して90日以内、又は当該年度の3月末までのいずれか早い日までに申請してください。

申請には、医師の意見書(作成費用は全額自己負担)や領収書の写しなどが必要で、申請は1人1回限りです。

詳細は健康福祉課福祉係までお問合せください。制度の概要や申請書については、町のホームページで確認、ダウンロードすることができます。



自転車用ヘルメットの購入に補助金を交付します

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。

町では、自転車利用者のヘルメット着用を促進し、交通事故や転倒時の被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用に対し、補助金を交付します。

▼対象者(全てに該当する者)

- ・町内に住所を有している高校生等(16歳～18歳)又は高齢者(65歳以上)
- ・町税等の滞納がない者(未成年者については、保護者に町税等の滞納がないこと)

▼対象となる物

新品の自転車用ヘルメットで、SGマーク等安全基準に適合するものとして認証を受けたもの

▼補助金額

自転車用ヘルメットの購入費用の2分の1以内(上限額3,000円・100円未満の端数は切捨て)

▼申請受付開始日

令和8年4月1日(水)から

▼注意点

- ・令和8年4月1日以降に購入したものが対象となります。ただし、今年度満16歳になる者に限り、3月1日以降に購入したものから対象とします。申請には領収書が必要となりますので、なくさずに保管ください。
 - ・購入日から90日以内に申請してください。
 - ・補助金の交付は、対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りです。
- 申請方法など詳しくは、町のホームページをご確認ください。

運転免許証自主返納支援事業について

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

町では加齢や病気などにより身体能力が低下し、自動車等の運転が困難となった方への交通事故防止と、公共交通機関(げんでる号)の利用促進を図るため、運転免許証を自主返納した方に対してげんでる号の回数券を支給しています。

▼対象者

運転免許証を自主的に警察署へ返納した方

▼申請期限

免許証返納から1年以内

▼支援内容

げんでる号回数券 11枚綴り5冊
(げんでる号に乗れない方はご相談ください。)

▼申請場所

佐久穂町役場2階総務課庶務係

▼申請時の持ち物

「運転免許の取消通知書」又は
「運転経歴証明書」

▼注意点

運転免許証の有効期限が切れている場合は対象となりません。

免許証の有効期限が切れる前に警察署で返納の手続きをしてください。

令和8年度 コミュニティ提案型まち活性化事業補助金の事業募集

■問合せ 総合政策課 政策推進係 ☎0267-86-2553

町では、コミュニティ団体が主体となり企画実施する「まち活性化事業」に対し、補助金を交付しています。皆さまのこれまでの経験や保有する人脈、蓄積されたノウハウ等を活かした事業提案をお待ちしています。

令和8年度募集事業

▼事業提案期間

4月27日(月)～5月8日(金)

※詳細はホームページ掲載の「募集の手引き」をご覧ください。

▼補助の種類

部 門	補助率	上 限
チャレンジ部門	10/10以内	20万円
ステップアップ部門	1/2以内	20万円
集落部門	10/10以内	5万円

▼対象事業

住民5人以上が構成員となっているコミュニティ団体が「まち活性化」のために主体的に取り組む事業で、新規に取り組むもの又は既存の事業に付加価値を付け発展的に実施する事業

- ① 公共的な課題の解決又は地域の再生・活性化のため実施する事業
- ② 既存の「コミュニティ」「住民の絆」「地域資源」「歴史文化」等を掘り起し、普及、継承、発信する事業
- ③ コミュニティをけん引する人材、未来のコミュニティを担う人材を育成する事業
- ④ 新たなコミュニティの創出に寄与する事業
- ⑤ 区又は常会が行う集落の将来計画策定事業

ピアの会開催について

■問合せ 陽だまりの家 佐久穂町地域活動支援センター ☎0267-77-7287

ピアの会とは、メンタル面の不調や同じ病気、症状、同じ薬を服用しているなど、似たような困りごとを経験している方が集まる当事者の会です。何気ない会話の中に、当事者だからこそ気づける困りごとがあり、相談や情報交換をすることができます。研修を修了したピアサポーターを中心に会の運営を行っており、ゆったりとした雰囲気の中で、会話や季節の行事を楽しんでいます。地域活動支援センターでは毎月ピアの会を開催しています。お気軽にお問合せください。

ピアサポーターから

ピアの会では、安心安全の心得を皆で共有し、会を開催しています。お気軽にご参加ください。

*地域活動支援センターとは？

障がいのある方や、障がいはないけれど悩みや生活の困難さを抱えた方の社会参加の第一歩として、地域の交流や創作活動の機会の提供をしている場所です。

▼開催日 5月14日(木)・28日(木)

※毎月2回開催

▼時 間 13:00～14:30

▼場 所 佐久穂町地域活動支援センター
佐久穂町畑143-2
(八千穂福祉センター向い)

▼対 象 佐久穂町在住でメンタル面の不調をお持ちの方又はそのご家族

▼内 容 お菓子作り、スポーツ(モルック)など

▼申 込 佐久穂町地域活動支援センター

▼費 用 無料

佐久穂町食育推進委員会 委員の募集

■問合せ 健康福祉課 保健係 ☎0267-86-2528

町では、住民のみなさんが健康で生き生きと暮らしていく上で欠かせない「食」について、一人ひとりが正しい知識と実践力を身に付けられるよう、食育推進委員会を設置して活動しています。

食育推進委員の任期満了にともない、以下のとおり一般公募による委員の募集を行います。

▼対象者

町在住で、食育推進委員として活動していただける方(性別は問いません)

▼任期

令和8年6月から2年間

▼主な活動内容

委員会への出席及び食育の普及活動

▼定員

若干名

▼申込

町食育推進委員会事務局

▼申込締切

5月8日(金)

町の食育について考え、活動する団体です。私たちの身近にある「食」について一緒に考えてみませんか？

ご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせください。

佐久穂町食育推進計画(第4次)がスタートします

■問合せ 健康福祉課 保健係 ☎0267-86-2528

令和8年度から、佐久穂町食育推進計画(第4次)がスタートします。食育推進委員会から、新しい5つの基本目標をお知らせします。

◆目標1 朝食を食べよう

朝食を食べて、元気に一日をスタートさせましょう。

◆目標2 バランスを考え、よく噛んで食べよう

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を摂るとともに、しっかりと噛める丈夫な歯を維持しましょう。

◆目標3 「適塩」をこころがけよう

(今よりちょっと薄味に慣れよう)

汁物は具たくさんにする、調理後に味付けをして塩分を調整するなど、日頃から適塩を心がけましょう。

◆目標4 糖分の摂りすぎに気を付けよう

朝、昼、夕の3食を基本とし、間食は食べる時間と量を決めて、上手に生活に取り入れましょう。

◆目標5 食に関する体験を増やそう

佐久穂町で生産された野菜を食べる、地元の農産物を使って地域の伝統料理に挑戦するなど、食に関する体験を増やして、食べ物の大切さを考えてみましょう。

健康で生き生きと暮らしていく上で欠かせない「食」について、正しい知識と実践力を身に付けていきましょう。

佐久穂町健康チャレンジポイント事業に参加しませんか

■問合せ 健康福祉課 保健係 ☎0267-86-2528 (直通)

令和8年度「佐久穂町健康チャレンジポイント」の参加者を募集します。健康づくりに取り組んで、ポイントを貯め、そのポイントを特典と交換することができます。

▼参加対象 18歳以上の町民(高校生は除く)

▼ポイントを貯める方法

- ① 集団健康診査、町民ドック、施設健診等の受診
- ② ヘルシー料理の実践
- ③ 健康教室や健康学習会などの町が実施する健康づくり事業への参加
- ④ 120日間の運動チャレンジ

▼ポイントと交換できる特典

- ① 自分のために使う
 - ・ 町農産物直売所の商品券
 - ・ 町社会体育館トレーニングルームの利用券

② 社会貢献に使う

- ・ 町障害者福祉施設陽だまりの家の商品券
- ・ 町保育園、小・中学校に子どもたちの健康増進に貢献できる物を寄付

※ポイントの交換は、500ポイントから可能となり、最高1000ポイントまでとなっています。(100ポイント=100円に相当します)

▼参加方法

- ・ 役場健康福祉課の窓口で申込み、健康チャレンジポイントカードを受け取ります。申込みの際に詳しい説明書をお渡しします。

家族や仲間を誘って、楽しみながら健康づくりにチャレンジしてみませんか。

令和8年度から新しく始まる予防接種、健診について

■問合せ 健康福祉課 健康づくり係・保健係 ☎0267-86-2528

▼予防接種について

令和8年4月から新規変更のある予防接種についてお知らせします。

予防接種名	RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン
対象者	接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方。
備考	令和8年4月以降に、対象となる妊婦の方へ通知にてお知らせをします。

※その他、予防接種(定期接種)についてのご不明な点は、健康福祉課保健係(86-2528)まで、お問合せください。

▼5歳児健康診査について

町では、子どもたちの健やかな成長と発達を支えるため、令和8年度から新たに5歳児健康診査を実施します。5歳は、心とからだ、言葉や社会性が大きく育つ大切な時期です。この健診では、医師や専門職による発育や発達の確認に加え、就学に向けた準備や子育てについてご相談いただけます。対象となるご家庭には、今後ご案内をお送りしますので、確認をお願いします。

〈令和8年度5歳児健診日程〉

場所：こどもセンター健診室

対象児	実施日
2021年4月1日～6月15日生まれ	2026年7月15日(水)午後
2021年6月16日～9月30日生まれ	2026年10月21日(水)午後
2021年10月1日～12月15日生まれ	2027年1月14日(木)午後

長野県障がい者スポーツ大会等開催のお知らせ

■問合せ 長野県スポーツ振興課 ☎026-235-7108

令和8年9月に全国障がい者スポーツ大会(2027年・宮崎県大会以降)の長野県代表選考大会が開催されます。

▼実施競技 陸上、水泳、卓球・サウンドテーブルテニス、ボッチャ、フライングディスク、ボウリング、バスケットボール など

▼日時・会場 令和8年9月 県内会場

▼対象者 県内在住で障がいのある12歳以上の方(令和8年4月1日時点)

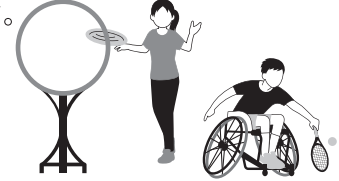
※令和8年度大会から、陸上競技、水泳において「ダウン症」「低身長」の区分が追加されます。

▼参加費 無料

▼申込期間 4月22日(水)~6月11日(木)

▼問合せ先 長野県スポーツ振興課
☎026-235-7108

※募集要項・会場等の詳細は、長野県公式HPをご覧ください。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



令和10年に「信州やまなみ全障スポリハーサル大会」が開催されます

令和10年の長野県障がい者スポーツ大会の個人競技は、「信州やまなみ全障スポリハーサル大会」として例年と時期を変更して開催されます。

▼日時・会場 令和10年5月 県内会場

▼申込期間 令和9年11月頃を予定

※募集要項・会場等の詳細は、信州やまなみ国スポ・全障スポ公式HPに掲載予定です。皆さまのご参加をお待ちしています。

点字・大活字誌ふれあいらしんばん108号貸出閲覧案内

■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528・佐久穂町図書館 ☎0267-86-7020

政府の施策等の情報をまとめた、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん(第108号)」及び、広報誌と同じ内容の音声広報CD「明日への声(第108号)」の閲覧・貸出を行なっています。

視覚に障害のある方やそのご家族、ご友人など、希望される方に見ていただいたり、貸し出ししたりすることが可能です。障害のない方の閲覧や貸し出しも可能です。

▼閲覧及び貸出しができる資料

・ふれあいらしんばん 第108号

・明日への声(CD) 第108号

▼閲覧及び貸出しができる場所

・健康福祉課 福祉係

・佐久穂町図書館



▼第108号の内容

- ①カスハラとは?法改正の内容やカスハラ加害者とならないためのポイント
- ②単身高齢者などの賃貸住宅への入居の不安を解消!改正「住宅セーフティネット法」がスタート
- ③山火事を防ぐためにできること。乾燥・強風の季節は特に注意!
- ④警察に対する相談は警察相談専用電話【#9110】番へ

インターネットでも同様の内容を見たり聞いたりする事ができます。

ふれあいらしんばん

検索

明日への声

検索

旭日単光章の受章について

■問合せ 総務課 庶務係 ☎0267-86-2525

長年にわたり、地方自治の発展に尽くされました2名の方が旭日単光章を受章されました。誠にとおめでとうございます。

きくち まさし
▼菊池 正武さん

(上本郷・88歳・旧佐久穂町議会議員)

【略歴】

H14.5～H17.3

旧佐久町議会議員(1期)

H17.4～H25.4

旧佐久穂町議会議員(2期・3期)

H19.4～H21.4

旧佐久穂町議会議長

だいくはら よしあき
▼大工原 敬明さん

(畑ケ中・88歳・旧佐久穂町議会議員)

【略歴】

H10.5～H17.3

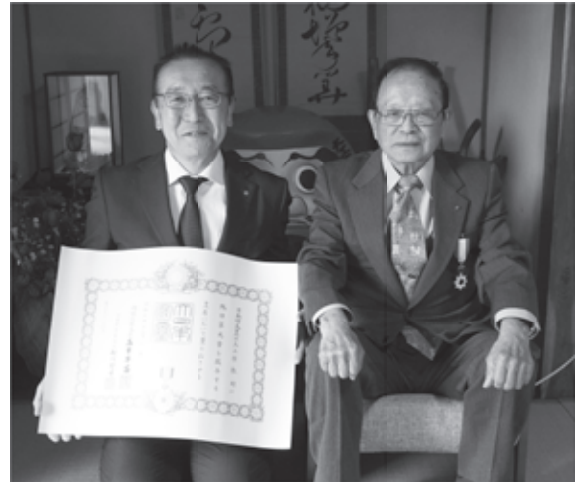
旧佐久町議会議員(1期・2期)

H17.4～H21.4

旧佐久穂町議会議員(3期)

H17.4～H19.4

旧佐久穂町議会議長



山に入るときはクマに注意してください

■問合せ 産業振興課 林務係 ☎0267-86-2529

冬眠が終わり、クマの目撃が増える季節となります。佐久穂町の山中にもクマが生息しており、餌を求めて活発に山中を動き回ります。

クマとの遭遇による事故を防ぐために、次のことに十分気をつけてください。

▼音の出る物を持って行動してください

山へは鈴など音の出る物を持って入りましょう。

また、複数人で行動し、携帯電話など緊急時の連絡手段を確保してください。

▼子連れのクマに注意してください

子連れのクマは非常に神経質ですので、絶対に近づかないでください。

▼生ゴミなどを放置しないようにしてください

クマを呼び寄せてしまいますので、屋外に放置せず適切に処理してください。

クマを目撃した時は佐久警察署(☎0267-68-0110)へ連絡してください。

集落の話の聴き手活動 さくほの集落聴きめぐり冊子について

■問合せ 総合政策課 政策推進係 ☎0267-86-2553

集落の話の聴き手事業では、令和7年度に聴き取りさせていただいた記事を1つの冊子にまとめました。

作製した冊子は、茂来館・もらいカフェに閲覧用をご用意しておりますので、ぜひご覧ください。ご希望の方には冊子をお渡ししておりますので、役場2階総合政策課までお越しください。

なお、冊子には限りがあるため、配布は先着順とさせていただきます。

これまでの記事は公式noteからご覧いただけます。

「さくほ集落の話の聴き手公式note」



さくほの集落聴きめぐり2025

茂来館イベント情報

■問合せ 公民館 ☎0267-86-2041

ギター教室(前期)

ギター経験や楽器の有無に関係なくご参加いただけます。お気軽にご参加ください。

▼日 時 水曜日の19:00～20:30
5月27日、6月3日・10日・17日・24日、
7月1日・8日・15日・22日・29日

【全10回】

▼場 所 茂来館2階音楽室
▼参加費 無料(教材費は別途必要)
▼定 員 15名程度 ▼講 師 高見澤一樹さん

ステンドグラス講座

色彩豊かなステンドグラスでオンリーワンの作品づくりをしませんか。

▼日 時 以下日曜日の13:00～16:00
5月31日(フォトフレーム)、6月28日
(小物入れ)、7月26日(風鈴・傘)、
8月23日・9月6日・10月4日(ランプ
シェード)、11月29日(クリスマス作品)、

1月17日・2月14日・3月14日
(桃の節句・端午の節句作品)

▼場 所 茂来館1階創作室
▼参加費 2,500円から(作品により異なります)
▼定 員 各回15名 ▼講 師 中野稔さん

ミュージックベル講座

ミュージックベルはハンドベルに似ていますが、日本で考案された手軽に楽しめる楽器です。色音符を使い初心者でも楽しめる講座となっています。1回のみ参加もOK!お気軽にご参加ください。

▼日 時 以下日曜日の14:00～15:30
6月7日、7月5日、8月9日、9月6日、
10月11日、11月8日、12月13日、
1月10日、2月14日【全9回】

▼場 所 茂来館2階視聴覚室
▼参加費 無料 ▼講 師 大井富美子さん
すべてのイベントで申込が必要となります。ご希望の方は公民館までご連絡ください。

災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定を締結しました

■問合せ 総務課 防災係 ☎0267-86-2525

3月27日（金）、町と町内6事業者との間で「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」を締結しました。この協定は、災害発生時において、町内のガソリンスタンドの協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、町が実施する災害対応、避難者の救援活動などを円滑に実施することを目的とするものです。

ご協力いただきます皆様に感謝申し上げます。

▼協定事業者（あいうえお順）

- ・(株)井出商店 八千穂給油所
- ・(株)SHIOSAWA オートライフ佐久穂店
- ・共和商会
- ・小林商事(有) 宿岩給油所
- ・JA佐久浅間(株)アメック 佐久町給油所
- ・(有)大豊商店 セルフ佐久穂

佐久穂町一斉環境美化運動の実施について

■問合せ 住民税務課 生活環境係 ☎0267-86-2552

毎年5月30日は『5.30^{ごみゼロ}』の日として、全国で環境美化活動が実施されています。

町では5月の最終日曜日を環境美化運動の日として、本年も町内一斉環境美化運動を実施します。

皆様のご参加・ご協力をお願いします。

- ▼実施日時 5月31日(日) 6:00~7:00
- ▼実施内容 町内の生活道路沿いのごみ拾いによる環境美化運動
※個人(家庭)のごみは収集しません。

令和8年度佐久地区障がい者スポーツ大会について

■問合せ 長野県佐久保健福祉事務所 福祉課 (大会事務局) ☎0267-63-3143

第34回(令和8年度)佐久地区障がい者スポーツ大会が開催されます。

選手の皆さんを応援しに、ぜひお越しください。併せて、各競技の体験コーナーも開催しています。

- ▼日 時 6月13日(土) 9:20~13:00
- ▼場 所 長野県立武道館 主道場
(佐久市猿久保165-1)
- ▼競 技 フライングディスク・ポッチャ
- ▼参加募集 4月20日から
1団体1チーム(3~6名編成)
- ▼問 合 せ 長野県佐久保健福祉事務所
福祉課(大会事務局)
☎0267-63-3143

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

■問合せ 健康福祉課 福祉係 ☎0267-86-2528

5月12日は民生委員制度の創設にちなみ「民生委員・児童委員の日」と定められており、12日から18日までの一週間は、委員の活動を皆さんに知っていただくための活動強化週間になります。

現在、佐久穂町では43人の民生委員・児童委員が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため活動しています。

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手として、生活上の悩みや心配事の相談に応じ、必要に応じて専門機関へつなぎます。

相談内容の秘密は守られますので、困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

各地区の委員は令和7年12月号の広報さくほをご覧ください。健康福祉課福祉係へお問合せください。

千曲病院と老健さやかの統合

町長コラム オール佐久穂のまちづくり

今回のコラムは、当町の医療・介護体制に関する重要な変更について報告させていただきます。

当町には、地域の健康と福祉を支える町立の千曲病院と老人保健施設（老健さやか）があります。どちらの施設も長年、皆さんの健康と生活を支えてきました。しかし、急速に変化する医療・介護環境や社会情勢の中で、特に老健さやかの深刻な運営課題に対応できない状況が、長く続いていました。

そこで、本年4月1日から、老健さやかを千曲病院の傘下に置くという大きな決断をしました。この決定には、いくつかの重要な目的があります。

- 1、医療と介護の連携強化
- 2、経営の効率化
- 3、サービスの質の向上
- 4、地域包括ケアシステムの強化

確かに、老健さやかの累積赤字は5億円を超えており、この決定には慎重な検討が必要でした。しかし、公立の老健でないといけないこともありませぬ。例えば、今の制度下では採算や入所条件等が合わず受け皿の無い要

介護者の行き先も必要です。このため、単なる負債ではなく当町の地域医療と福祉体制を維持・発展させるための投資と捉えています。

この新体制により、病院と老健が一体となってより効率的で質の高いサービスを提供できるようになる可能性があります。もちろん、すぐに財政負担がなくなるわけではありません。しかし、将来的には町の財政負担を軽減できるような経営計画を策定していく所存です。

また、この変更に伴い、老健職員の待遇を千曲病院に合わせる必要があり、多くの老健職員の方々には給与の減少などご負担をおかけすることになります。これについては、労使での話し合いを重ね、段階的な調整を行っていく予定です。

最後に、この決定を全会一致で支持してくださった町議会の皆様、そして日々の生活の中で地域医療と福祉を支えてくださっている住民の皆様にかからの感謝を申し上げます。

この新しい体制のもと、皆さまに今よりも良い医療福祉サービスを提供できるよう、努めてまいります。今後とも、千曲病院と老健さやかへのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。





発見! きわめびと

地球温暖化を憂い、『気候変動基礎クラス』の講師に。「今やらなければ」



鈴木 智子さん

1980年横浜市出身。立教大学法学部卒。結婚・出産後、理想的な教育環境を求めて移住体験ツアーに多数参加し、6年前長野に移住。アースデー参加をきっかけに気候変動と向き合い、「気候市民会議まつもと」に参加。昨年「気候変動基礎クラス」講師に。県地球温暖化防止活動推進員、佐久市環境審議会委員、早稲田大学カーボンニュートラル社会研究教育センター天沢研究室研究補助員、アースデーin佐久実行委員。愛称「すずとも」。臼田町在住。

「日本のように今まででこんなにCO₂を出してきた国と今まさに発展しようとしている国が同じ五十%というのはフェアじゃない。日本などは本当は二〇三〇年までに八十%くらい減らさなきゃいけないんじゃないかと思っています」

「気」

候変動基礎クラス
(三月十日、茂来館)

には町内外から二十人弱が参加し、約三時間の講義に熱心に聴き入った。

「日本が二〇五〇年までにめざすカーボンニュートラル(二酸化炭素排出量実質ゼロ)とは何かをわかりやすく伝えるとともに、私たちの行動をちよつとずつ変えていかないと、その目標は達成できませんよ、といった話をしています」

「智子さんをつき動かしているのは強い危機感だ。『いま動かないと、将来絶対に後悔する、そういうやむにやまれぬ気持ちで(気候変動問題に)取り組んでいます』」

講座を開いたのは三度目。始めて一年と間もないが、環境問題に関する仕事があったと、十年ほど前から関連の活動を続け

てきた。

「最初に始めたのはおかたづけ。資格も取りました。でも、おかたづけって、単にものを移動させているだけではないか、という疑問が出てきて、おかたづけからは離れました」

「気候変動問題に本格的に向き合うようになったのは五年前にアースデー佐久の実行委員になってから。『気候市民会議まつもと』にも参加し、昨年、気候危機の解決をめざす国際環境NGO「350 Japan」の存在を知り、『気候変動基礎クラス』の講師になった。

「私の場合は気候変動を専門的に勉強してきたというバックグラウンドがあるわけではなく、ここの講習を受けて講師に

なりました」

講義中、「この基礎クラスを三回受ける」と講師になれます」と言って笑わせたが、もちろんそんな簡単なはずはない。

「一昨年には『モノ』のライフサイクルアセスメントを研究する天沢逸里准教授(早稲田大学)のもとで研究補助員になった。『おかたづけ』に関わっていたことが評価されたのだ。『ですすから私いま、ワセダの鈴木』と名乗ってます(笑)」

アースデーに刺激を受け、昨年、「地球のことを一年中考えよう」の趣旨のもとに「さくまる未来会議」を仲間五人と立ち上げた。

二〇一五年のパリ協定で世界各国は国ごとに温室効果ガスの削減目標を立て、「脱炭素社会」を目指すことになったが、日本が立てた目標は、
・二〇三〇年までに四十六%削減(二〇一三年比)
・二〇五〇年までに実質排出量ゼロ

だが、智子さんはこれに異議をはさむ。

「そもそもこれは、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて二度、できれば一・五度に抑える努力をするために掲げた目標なんです。日本のように今まででCO₂を出してきた国と今まさに発展しようとしている国が同じ五十%というのはフェアじゃない。日本などは本当は二〇三〇年までに八十%く

らい減らさなきゃいけないんじゃないかと思っています」

そして大きな変革が必要と説く。

「一・五度に抑えるというのはとてもむずかしくて——すでに一・四度上昇している——たとえばEVに替えましたとかだけじゃ多分全然ダメなので、石炭火力発電をやめましょう、全部再エネにしましょう。そうした考えをもつ人を増やして国を変えていくしかないと思います」

国会議員の事務所にも積極的に陳情に行き、肉を食べない、新しい洋服を買わないといった生活信条をつらぬく。

「おかげで、みなさんから洋服をよくいただいています(笑)」

今回の講座は、同じく気候変動問題に取り組むライター(住)から「佐久穂町でもやりたい」と声をかけられ、実現した。「佐久穂町はチャレンジしやすい、やさしい町」と顔をほころばせた。



『さくまる未来会議』のお披露目イベント(25年9月)でも、気候変動についてわかりやすく解説した=野沢多目的広場

※カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を差し引きゼロにすること。

●取材・文/中村仁(ライター)、八千穂高原在住